「公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令案」 に関する御意見募集の結果について

消費者庁では、「公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を 改正する政令案」について、令和4年2月18日から令和4年3月8日までの間、 広く国民の皆様に御意見を募集したところ、2件の御意見が寄せられました。

提出された御意見のうち、本件に直接関連する御意見及びそれに対する消費 者庁の考え方について、次のとおりお知らせいたします。

御協力ありがとうございました。

- 1 意見募集期間:令和4年2月18日(金)から令和4年3月8日(火)まで
- 2 意見提出方法:郵送、FAX、インターネット(電子政府の総合窓口「e -Gov〕 意見提出フォーム)
- 3 提出された御意見及びそれに対する消費者庁の考え方

提出された御意見の概要	御意見に対する消費者庁の考え方
プラスチックに係る資源	プラスチックに係る資源循環の促進等

を追加したのはどのような 理由か。

源循環の促進等に関す 循環の促進等に関する法律 | る法律は、プラスチック使用製品に係る規制に よる環境の保全に関わる法律であって「国民の 生命、身体、財産その他の利益」を保護するこ とを目的としており、事業者が同法に違反した 場合には、例えば、プラスチック使用製品廃棄 物の大量排出が抑制されず、生活環境が悪化す る等、国民の利益への被害が生じることが想定 されることから、対象法律に追加しました。

愛玩動物看護師法を追加 したのはどのような理由 か。

愛玩動物看護師法は、愛玩動物看護師に係る 規制による消費者の利益の擁護に関わる法律で あって「国民の生命、身体、財産その他の利 益」を保護することを目的としており、同法に 違反して愛玩動物看護師でない者が「愛玩動物 看護師」の名称を用いた場合、愛玩動物を飼養 する者の財産である愛玩動物が害されるおそれ がある等、国民の利益への被害が生じることが 想定されることから、対象法律に追加しまし た。

対象法律を追加する場合に、枝番号を付す場合や号番号をずらして追加する場合があるのはわかりづらい。

対象法律を追加する場合に、号の枝番号を使用する方法で追加するか、枝番号を使用しない方法で追加するかについては、技術的理由により判断しています。

法律の題名を変更する改 正は、行政手続法第 39 条 第4項第8号(他の法令の 制定又は改廃に伴い当然必 要とされる規定の整理)に 該当し、意見公募手続の対 象外ではないか。

既に八号政令に規定されている法律の題名変 更を行うことを内容とする政令を定めようとす る場合については、行政手続法第39条第4項第 8号に該当し、意見募集手続を要しないと考え られますが、本政令案は、八号政令に、プラス チックに係る資源循環の促進等に関する法律及 び愛玩動物看護師法を追加することを内容とす るものであることから、意見募集手続を実施し ました。

意見公募期間は 30 日以上とすべきではないか。愛玩動物看護師法の施行は令和4年5月1日であり、政令を二本に分ければ、愛玩動物看護師法については意見公募期間を 30 日以上確保できるのではないか。

本政令案は、八号政令に、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律及び愛玩動物看護師法を追加すること等を内容とするものであることから、民法の一部を改正する法律及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行(令和4年4月1日)に合わせて本政令案を施行するために、30日を下回る意見提出期間を定めることとしました。

八号政令の改正方法については、技術的理由 により判断しています。